

# 精神保健福祉相談・アルコール相談

若松区役所高齢者・障害者相談係では、さまざまなところの問題について、保健・医療・福祉に関する情報提供などの相談支援事業を行っています。ご自身だけでなく、ご家族や身近な方からのご相談もお受けし、精神科医や酒害相談員などが個別に応じています。(秘密厳守・予約制・無料)

《開催日》

毎月第2・4金曜日

※アルコール相談は第4金曜日のみ

13:30～15:30 (予約制)

3日前までにご予約ください。

＜お問合せ＞

若松区役所保健福祉課

高齢者・障害者相談係

電話：751-4800 (直通)

住所：〒808-8510

若松区浜町1-1-1

		精神相談	精神相談 アルコール相談	
平成30年	4月	13日	27日	
	5月	11日	25日	
	6月	8日	22日	
	7月	13日	27日	
	8月	10日	24日	
	9月	14日	28日	
	10月	12日	26日	
	11月	9日		
	12月	14日	28日	
	平成31年	1月	11日	25日
		2月	8日	22日
		3月	8日	22日

ものわすれが激しい

こころの病気のことを  
知りたい

最近うつっぽい

お酒でトラブル

人付き合いが  
むずかしくなった

などなど

まずはご連絡下さい

